

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせを前提とした見積提出依頼です。
- ・期限までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約相手方として決定します。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、ご参加下さい。

〈留意事項〉

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、防衛装備庁が求める「資格の種類」のC又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者のうち、以下のアからエのいずれかの条件を満たす者については、この限りでない。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第55条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
 - イ 同号本文又はアに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
 - ウ 見積の提出日までの1年間において、分任支出負担行為担当官防衛装備庁艦艇装備研究所との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A又はB等級に格付けされている者を除く。）
 - エ 地域的条件、調達品の特殊性その他これに類する理由により競争に参加する者が少ない等適正な競争を害するおそれがあると認めるとき

- (4) 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省又は防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 第3号の規定にかかわらず、以下のアからウのいずれかの場合においては、「資格の種類」のA又はB等級まで範囲を拡大して見積提出依頼を行うことができるものとする。

ア 見積提出依頼を行っても見積提出者がいない場合。

イ 見積提出者との商議が不調となったために再度見積提出依頼を行う場合。

ウ 同一年度中に同一の物品調達等においてオープンカウンター方式による見積提出依頼を行った結果、防衛装備庁が求める「資格の種類」のA又はB等級に格付けされた事業者からしか見積提出が確認されなかった場合。

2 見積書の提出等

- (1) 見積書の様式は、防衛装備庁艦艇装備研究所ホームページに掲載している様式を用いるものとする。
- (2) 見積書の提出の際には、前記1第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、同年度の別の見積合わせに参加した際に、既に資格証明書を提出している場合は再度の提出を不要とする。
- (3) 見積書及び資格証明書の提出にあたっては、持参、郵送若しくは民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は電子メールにより提出しなければならない。
- (4) 前号において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

提出先 防衛装備庁艦艇装備研究所総務課調達係

〒153-8630 東京都目黒区中目黒2-2-1

代表 03-5721-7005

※ なお、見積書を郵送等される場合には、封筒の表に「〇〇〇〇のオープン カウンター見積書在中」と朱書きして下さい。

3 仕様書等に関する問い合わせ先

防衛装備庁艦艇装備研究所総務課調達係

〒153-8630 東京都目黒区中目黒2-2-1

代表 03-5721-7005（内線）各案件の連絡先番号

※参加を希望する方は、各案件末尾の内線番号に連絡し、「〇〇のオープンカウンターの件」とお伝えください。

4 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、見積書（法人又は団体の場合は代表者と担当者）の記名等の記載を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人物が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税抜き）を記載して下さい。

従って、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には防衛装備庁艦艇装備研究所から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限後、見積合わせ結果決定業者と金額についてお伝えいたします。

7 契約書作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とします。

- (2) 分任支出負担行為担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (3) 上記 5 において、同価の見積が 2 人以上ある場合は、予決令第 8 3 条の規定に準じて、「くじ引き」により契約の相手方を決定します。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、艦艇装備研究所が選定した者へ見積を依頼することができるものとします。
- (5) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に、同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
※様式は防衛装備庁艦艇装備研究所ホームページに掲載している「同等品確認書様式・記載例」を確認下さい。
- (6) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して 5 日目（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとします。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 分任支出負担行為担当官は都合により見積合わせを取り止めることができる。